

改 正	現 行
<p data-bbox="226 268 658 292">長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="165 357 232 381">(趣旨)</p> <p data-bbox="147 400 1151 687">第1条 県は、農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。)第3の1の(1)のア、(1)のイのイ、(1)のウ、(1)のエ及び2に規定する事業の実施に要する経費につき、予算の範囲内において、公益財団法人長崎県農業振興公社及び市町に農地集積・集約化対策事業費補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年3月30日長崎県規則第16号。以下、「規則」という。)及び長崎県農林部関係系補助金等交付要綱(平成19年3月30日長崎県告示第460号の12。以下、「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="188 794 378 818">第2条～第12条 略</p> <p data-bbox="203 882 271 906">附 則</p> <ol data-bbox="152 927 629 1171" style="list-style-type: none"> <li>この交付要綱は、平成26年度の予算から適用する。</li> <li>この交付要綱は、平成31年度の予算から適用する。</li> <li>この交付要綱は、令和3年度の予算から適用する。</li> <li>この交付要綱は、令和4年度の予算から適用する。</li> <li>この交付要綱は、令和5年度の予算から適用する。</li> <li>この交付要綱は、令和6年度の予算から適用する。</li> </ol>	<p data-bbox="1249 268 1682 292">長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1189 357 1256 381">(趣旨)</p> <p data-bbox="1171 400 2175 735">第1条 県は、農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。)第3の1の(1)(2)のイ、2及び3に規定する事業の実施に要する経費並びに農地売買等支援事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第3-2-0号農林水産事務次官依命通知。以下「<del>売買支援実施要綱</del>」という。)第4に規定する事業の実施に要する経費につき、予算の範囲内において、公益財団法人長崎県農業振興公社及び市町に農地集積・集約化対策事業費補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年3月30日長崎県規則第16号。以下、「規則」という。)及び長崎県農林部関係系補助金等交付要綱(平成19年3月30日長崎県告示第460号の12。以下、「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1211 794 1402 818">第2条～第12条 略</p> <p data-bbox="1227 882 1294 906">附 則</p> <ol data-bbox="1176 927 1653 1126" style="list-style-type: none"> <li>この交付要綱は、平成26年度の予算から適用する。</li> <li>この交付要綱は、平成31年度の予算から適用する。</li> <li>この交付要綱は、令和3年度の予算から適用する。</li> <li>この交付要綱は、令和4年度の予算から適用する。</li> <li>この交付要綱は、令和5年度の予算から適用する。</li> </ol>

別表（第2条関係）

区分	実施主体	経費	補助率	重要な変更
1 借受農地管理等事業	公益財団法人	実施要綱第3の1の(1)の <b>ア</b> に基づいて行う事業に要する経費	定額	1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
2 農地中間管理機構運営事業	長崎県農業振興公社	実施要綱第3の1の(1)の <b>イ</b> の(1)に基づいて行う事業に要する経費 その他県が必要と認めた経費		3 県補助金の増減を伴う変更
3 遊休農地解消緊急対策事業	社	実施要綱第3の1の(1)の <b>エ</b> に基づいて行う事業に要する経費		
4 農地売買等支援事業		<b>実施要綱第3の1の(1)のウ</b> に基づいて行う事業に要する経費		
5 機構集積協力金交付事業  (1)地域集積協力金交付事業 (2)集約化奨励金交付事業 (3)機構集積協力金推進事業	市町	実施要綱第3の2に基づいて行う事業に要する経費		

別表（第2条関係）

区分	実施主体	経費	補助率	重要な変更
1 借受農地管理等事業	公益財団法人	実施要綱第3の1の(1)に基づいて行う事業に要する経費	定額	1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
2 農地中間管理機構運営事業	長崎県農業振興公社	実施要綱第3の1の(2)の <b>イ</b> に基づいて行う事業に要する経費 その他県が必要と認めた経費		3 県補助金の増減を伴う変更
3 遊休農地解消緊急対策事業	社	実施要綱第3の2に基づいて行う事業に要する経費		
4 農地売買等支援事業		売買支援実施要項第4に基づいて行う事業に要する経費		
5 機構集積協力金交付事業  (1)地域集積協力金交付事業 (2)集約化奨励金交付事業 (3)経営転換協力金交付事業 (4)機構集積協力金推進事業	市町	実施要綱第3の3に基づいて行う事業に要する経費		

様式第2号(第4条、第11条関係)

年度長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金実施計画書(実績報告書)

- 1 事業の目的(成果)
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

区分	補助事業に要する経費(又は補助事業に要した経費) (A+B+C)	負担区分			円
		県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
1 借受農地管理等事業	円	円	円	円	
2 農地中間管理機構運営事業					
3 遊休農地解消緊急対策事業					
4 農地売買等支援事業					
5 機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 機構集積協力金推進事業					
合計	円	円	円	円	

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

様式第2号(第4条、第11条関係)

年度長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金実施計画書(実績報告書)

- 1 事業の目的(成果)
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

区分	補助事業に要する経費(又は補助事業に要した経費) (A+B+C)	負担区分			円
		県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
1 借受農地管理等事業	円	円	円	円	
2 農地中間管理機構運営事業					
3 遊休農地解消緊急対策事業					
4 農地売買等支援事業					
5 機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 経営転換協力金交付事業 (4) 機構集積協力金推進事業					
合計	円	円	円	円	

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

様式第10号(第12条関係)

## 事業費明細書

1. 金 額 円也

2. 事業主体

3. 事業費明細

事業内容	金額 (円)	摘要
借受農地管理等事業		
農地中間管理機構運営事業		
遊休農地解消緊急対策事業		
農地売買等支援事業		
機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 機構集積協力金推進事業		
計		

様式第10号(第12条関係)

## 事業費明細書

1. 金 額 円也

2. 事業主体

3. 事業費明細

事業内容	金額 (円)	摘要
借受農地管理等事業		
農地中間管理機構運営事業		
遊休農地解消緊急対策事業		
農地売買等支援事業		
機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 経営転換協力金交付事業 (4) 機構集積協力金推進事業		
計		